

第24回 農業委員会総会議事録

令和4年6月24日開会

中標津町農業委員会

令和4年6月24日、第24回中標津町農業委員会総会を中標津町議事堂において開催、農業委員を招集する。

本日出席した委員

1 番 二 瓶 裕 貴
2 番 横 田 千 秋
4 番 長谷川 孝 二
3 番 谷 川 好 則
5 番 田 中 洋 希
6 番 竹 村 聡
7 番 武 田 健 治
9 番 瀧 本 和 男
10 番 須 崎 智
11 番 和 泉 光 広
12 番 後藤田 宏 幸
13 番 高 橋 正 一
14 番 赤波江 信 二
15 番 小 林 亨
16 番 中 村 正 生
17 番 笠 原 康 博
18 番 本 田 信 幸

本日欠席した委員

8 番 田 中 世 一

附議した案件

- (イ) 議案第134号 現況証明願いについて
- (ロ) 議案第135号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について
- (ハ) 議案第136号 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について
- (ニ) 議案第137号 農地法第6条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について
- (ホ) 報告第55号 農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について
- (ヘ) 報告第56号 農地法第4条許可書の交付について

本日出席した職員

事 務 局 長 杉 山 隆
庶 務 係 長 葛 西 利 光
農 地 係 長 吉 田 佳 弘
係 齋 藤 光 代

(開 会 10時30分)

- 議 長 定刻になりました。
ただいまの出席委員は、17名でございます。
定足数に達しておりますので、会議は成立致します。
ただ今から、第24回中標津町農業委員会総会を開会致します。
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでございます。
議事日程に従い、ただちに会議に入ります。
日程1「議事録署名委員の指名について」を議題に供します。
会議規則第24条第2項の規定により、議事録署名委員は議長において指名を致します。
16番、中村 正生 委員。
17番、笠原 康博 委員。
以上、2名を指名致します。
日程2「会務報告」を事務局長から報告致します。
- 事務局長 5月27日の総会以降につきまして、会務報告をいたします。項目につきましては、お配りの資料をご覧いただきたいと存じます。はじめに、5月27日に役場202号会議室におきまして、中標津町農業者年金協議会代議員総会を開催し、令和3年度の事業実績及び収支決算について報告するとともに、令和4年度の事業計画案と収支予算案について承認されました。つぎに、5月31日に全国農業会議所主催により「令和4年度全国農業委員会会長大会」が東京都内で開催され、会長と事務局長が出席しました。また、同日に北海道選出国會議員への要請活動を行ってまいりました。午前11時より 衆議院第一議員会館にて鈴木貴子衆議院議員との意見交換会において、令和5年度農業施策・予算に関する根室地方農業委員会連合会の独自要望書の提出及び飼料・資材等の高騰、生乳の生産調整、鳥獣被害等の問題解決について要請を行ってまいりました。午後より、渋谷区の渋谷公会堂にて会場を移し、開催された「令和4年度全国農業委員会会長大会」では、全国から関係者約1,200人が結集し、持続可能な農業・農村を創るための政策提案、地域の農地を活かし、持続可能な農業・農村を創る全国運動を推進するための申し合わせ決議案など、4つの議案が承認されました。大会後、参議院議員会館へ移動し鈴木 宗男 参議院議員との意見交換会。その後、衆議院第一議員会館へ移動し伊東 良孝 衆議院議員との意見交換会において、令和5年度農業施策・予算に関する根室地方農業委員会連合会の独自要望書の提出及び飼料・資材等の高騰、生乳の生産調整、鳥獣被害等の問題解決について要請を行ってまいりました。翌6月1日には、中央合同庁舎第一号館にて農林水産省職員との農地法改正の概要等について研修会を行ってまいりました。つぎに、6月14日に第43回北海道農業者年金協議会総会が、また、翌 15日には北海道農業会議 第93回総会が、札幌市にて開催され、それぞれ会長が出席しております。以上で会務報告を終わります。
- 議 長 以上で、会務報告を終わります。
日程3、議案第134号「現況証明願いについて」を上程致します。なお、本案件に

つきましては、(1) から (3) と (4) の 2 回に分けて審議を致します。(1) (2) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第 134 号「現況証明願いについて」(1) について説明いたします。2 ページをお開きください。

(1) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字○○○○○番地○、○○○ ○。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 21,295 m²、他 2 筆。利用状況、農業用施設及び宅地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は 3 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地及び宅地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。令和 4 年 4 月 19 日、第 2 地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。

4 ページをお開きください。

(2) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町○○条○○○丁目○番地○、○○ ○○○。

2、土地の表示。字○○○○○番○、公簿、牧場、現況、農地・採草放牧地以外、面積 418 m²、利用状況、雑種地、他 2 筆。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は 5 ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。

当該地は農業振興地域内の農業用施設用地と白地となっており、公簿が畑ですが、現況が雑種地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和 4 年 6 月 13 日、第 2 地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1) (2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3) について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 横田委員。

横田委員 上程になりました議案第 134 号 (3) について説明いたします。6 ページをお開きください。

(3) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字○○○○番地、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○番○○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積 28,469 m²。利用状況、農業用施設用地、他 1 筆。3、申請の理由。地目変更登

記申請のため。4、見取図は7ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況が農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和4年4月19日、第2地区推進班で現地確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(3)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。

議案第134号(1)から(3)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議 長 ご異議ないものと認めます。

議案第134号(1)から(3)は原案のとおり、可決されました。ここで、会議規則第16条の規定により、○番、○○○○委員の退席をお願い致します。

(○○委員退席)

議 長 (4)について、地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 和泉委員。

和泉委員 上程になりました議案第134号(4)について説明いたします。8ページをお開きください。

(4) 1、申請人の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、農地・採草放牧地以外、面積29,330㎡。利用状況、農業用施設用地。3、申請の理由。地目変更登記申請のため。4、見取図は9ページのとおりです。

本案件につきましては、地目変更登記のため申請があったものです。当該地は農業振興地域内の農業用施設用地となっており、公簿が畑ですが、現況は農業用施設用地であることから、現況非農地の証明が必要なものであります。

令和4年6月13日、第4・5地区推進班で確認し、現況については農地・採草放牧地以外の土地であると判断したものであります。以上です。

議 長 説明が終わりましたので、(4)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
議案第134号(4)について、これを原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。
議案第134号(4)は原案のとおり、可決されました。

(〇〇〇〇委員、議席へ着席)

議長 〇〇〇〇委員に申し上げます。本案は原案のとおり可決されました。
日程4、議案第135号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり)高橋委員。

高橋委員 上程になりました議案第135号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業計画変更承認について」(1)について説明いたします。11ページをお開きください。

(1)1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字〇〇〇〇〇〇番地〇、〇〇〇 〇〇。

2、土地の表示。字〇〇〇〇線〇〇〇番〇、公簿、畑、現況、畑、面積11,944㎡、他1筆、計17,175㎡。3、許可期間。令和3年10月25日から永年。4、変更理由。資材調達の遅延に伴い工事期間の延長が必要となったことによる工期を変更。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和3年10月25日から令和4年8月31日まで。変更後、転用期間、令和3年10月25日から令和5年3月31日まで。

この案件につきましては、令和3年9月27日開催の第15回中標津町農業委員会総会議案第88号(1)で審議、承認され、令和3年11月24日開催の第17回中標津町農業委員会総会報告第37号(1)で許可の報告をしたものです。本件は、資材調達の遅延、工事作業員不足に伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第135号(2)について説明いたします。12ページをお開きください。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。

承継者、中標津町字○○○○○○番地○、○○○○○○○○ ○○○○○(株)、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積13,561㎡、他2筆、計36,568㎡。3、許可期間。令和3年4月23日から永年。4、変更理由。農地所有適格法人設立に伴う事業承継並びに、資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い工事期間の延長が必要となったことによる工期を変更。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和3年4月23日から令和4年3月31日まで。変更後、転用期間、令和3年4月23日から令和5年3月31日まで。

この案件につきましては、令和3年3月25日開催の第9回中標津町農業委員会総会議案第48号(3)で審議、承認され、令和3年5月27日開催の第11回中標津町農業委員会総会報告第25号(3)で許可の報告をしたものです。

本件は、畜産クラスター事業によるものであることから、事業主が個人から法人に変更となり、また、資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

(3)から(5)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。

(挙手あり) 武田委員。

武田委員 上程になりました議案第135号(3)から(5)について説明いたします。13ページをお開きください。

(3) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字○○○○線○○番地、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積35,244㎡、内13,998㎡。3、許可期間。令和3年7月21日から永年。4、変更理由。資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い工事期間の延長が必要となったことによる工期を変更。

5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和3年7月21日から令和4年3月31日まで。変更後、転用期間、令和3年7月21日から令和5年3月31日まで。

この案件につきましては、令和3年6月22日開催の第12回中標津町農業委員会総会議案第67号(1)で審議、承認され、令和3年8月27日開催の第14回中標津町農業委員会総会報告第32号(1)で許可の報告をしたものです。

本件は、資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。

14ページをお開きください。

(4) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町○○○○番地○、○○ ○○。

承継者、中標津町○○○○番地○○、(株)○○○○○ ○○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 39,977 m²。3、許可期間。令和3年10月25日から永年。4、変更理由。農地所有適格法人設立に伴う事業承継並びに、資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い工事期間の延長が必要となったことによる工期を変更。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和3年10月25日から令和4年8月31日まで。変更後、転用期間、令和3年10月25日から令和5年3月31日まで。

この案件につきましては、令和3年9月27日開催の第15中標津町農業委員会総会議案第88号(2)で審議、承認され、令和3年5月27日開催の第17回中標津町農業委員会総会報告第37号(2)で許可の報告をしたものです。

本件は、畜産クラスター事業によるものであることから、事業主が個人から法人に変更となり、また、資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い、工事期間を延長するものです。

変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。

15ページをお開きください。

(5) 1、当事者の住所、氏名。

申請人、中標津町字○○○○○○番地○、○○ ○○。

承継者、中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○代表取締役 ○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積 33,001 m²、内 27,042 m²、他1筆、計 34,008 m²。3、許可期間。令和3年11月25日から永年。4、変更理由。農地所有適格法人設立に伴う事業承継並びに、資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い工事期間の延長が必要となったことによる工期を変更。5、変更後の事業計画。変更前、転用期間、令和3年11月25日から令和4年11月24日まで。変更後、転用期間、令和3年11月25日から令和5年3月31日まで。

この案件につきましては、令和3年10月25日開催の第16中標津町農業委員会総会議案第93号(2)で審議、承認され、令和3年12月23日開催の第18回中標津町農業委員会総会報告第40号(1)で許可の報告をしたものです。

本件は、畜産クラスター事業によるものであることから、事業主が個人から法人に変更となり、また、資材調達の遅延及び工事作業員不足に伴い、工事期間を延長するものです。変更後の転用事業の実施確実性と周辺農業等に及ぼす影響は、当初計画と何ら変わらないことから、問題ないものと判断しました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(3)から(5)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、承認されました。
日程5、議案第136号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」を上程致します。(1)について地区推進班から議案の朗読と説明をお願いします。
(挙手あり) 笠原委員。

笠原委員 上程になりました議案第136号「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」(1)について、説明いたします。
議案の17ページをお開きください。

(1) 1、当事者の住所、氏名、年齢。
貸主、中標津町字〇〇〇〇線〇〇番地、〇〇 〇〇、〇〇歳。
借主、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇〇、〇〇歳。
2、土地の表示。字〇〇〇〇〇〇番〇、公簿、山林、現況、畑、面積73,908㎡内18,000㎡、利用目的、牧草畑。3、許可を受けようとする事由。貸主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。借主、期間満了により賃貸借を再設定するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。賃貸借権の設定。5、期間。令和4年7月1日から令和5年6月30日まで。6、価格。年72,000円。7、資金調達方法、自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、4人、農従者、2人、経営地、計622,969㎡、家畜、牛53頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、18ページのとおりです。この案件につきましては、賃貸借の期間満了に伴い、再設定するものであり、別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(1)の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。
(2)について、内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 竹村委員。

竹村委員 上程になりました議案第136号(2)について説明いたします。19ページをお開きください。
(2) 1、当事者の住所、氏名、年齢。

譲渡人、中標津町字〇〇〇〇〇番地〇、〇〇 〇、〇〇歳。

譲受人、中標津町字〇〇〇〇線北〇〇番地、〇〇〇 〇〇、〇〇歳。

2、土地の表示。字〇〇〇〇番、公簿、畑、現況、畑、面積 41,690 m²、利用目的、牧草畑、他 9 筆、計 263,488 m²。3、許可を受けようとする事由。譲渡人、所有地を近隣農家へ譲渡するもの。借主、経営規模拡大するもの。4、権利を設定し、又は移転しようとする契約の内容。所有権移転。5、価格。12,844,000 円。7、資金調達方法。自己資金。8、当事者の経営状況。世帯員、7 人、農従者、4 人、経営地、計 548,711 m²、家畜、牛 156 頭。9、適用。農業経営基盤強化促進事業。10、見取図は、21 ページのとおりです。この案件につきましては、所有者から農地を譲渡したい旨の申し出があり、計根別農協、近隣農家と協議の末、譲受人を決定したものであります。別添の調査書のとおり、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしているものと判断いたしました。以上です。

議長 説明が終わりましたので、(2) の質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

議長 なければ質疑を打ち切ります。

お諮りします。本案は原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

議長 ご異議ないものと認めます。よって本案は原案のとおり、可決されました。

日程 6、議案第 137 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」を議題に供します。ここで、本案件につきましては、私ごとに関する事項が含まれておりますので、規定により、議長は武田会長代理にお願い致します。

(本田会長降壇、議席へ)

(武田会長代理登壇)

武田会長代理 会長に代わり、議事を進行致します。

ここで、会議規則第 16 条の規定により、18 番、本田委員の退席をお願い致します。

(本田会長退席)

内容を事務局から説明願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 議案第 137 号「農地法第 6 条の規定に基づく農地所有適格法人の定期報告による要件の確認について」ご説明致します。23 ページをお開きください。

令和 3 年分といたしまして、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇、令和 4 年分といたしまして、(有)〇〇〇〇、(有)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇、(株)〇〇〇〇〇、以上 8 件からの提出がありま

した。令和4年5月23日以降に受理した報告書でございまして、記載の通り、農地所有適格法人の要件を全て満たしているものであります。以上報告いたします。

武田会長代理 説明が終わりましたので、質疑に入ります。

(全委員) 「質疑なし」の声

武田会長代理 なければ質疑を打ち切ります。おはかり致します。
本案は原案のとおり承認することに、ご異議ございませんか。

(全委員) 「異議なし」の声

武田会長代理 ご異議ないものと認めます。
よって本件は承認されました。
(本田会長、議席へ着席)
本田委員に申し上げます。本件は原案のとおり承認されました。
ここで議長を交代し、今後の議事は、本田会長にお願い致します。
(武田会長代理降壇、議席へ)
(本田会長登壇)

議 長 日程7、報告第55号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」を議題に供します。(1)について内容を地区推進班から報告願います。
(挙手あり) 武田委員。

武田委員 報告第55号「農地法第4条の規定による農地転用許可後の事業完了届について」(1)について説明いたします。29ページをお開きください。
(1) 1、届出人の住所、氏名。
中標津町〇〇〇条〇〇丁目〇〇番地、〇〇 〇〇。
2、許可年月日、許可番号。令和3年9月27日付、中農委4第令3-3号。3、許可地の所在。中標津町字〇〇〇〇〇番〇。4、転用目的、農業用施設建設。5、事業計画の期間。令和3年9月27日から令和5年8月31日まで。6、事業完了年月日。令和4年5月31日。7、この完了検査につきましては、令和4年6月15日、第3地区推進班により、現地において計画通り建設されていることを確認しております。

議 長 報告が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

(全委員) 「質疑なし」の声

議 長 なければ質疑を打ち切ります。
以上で事業完了届についての報告を終わります。日程8、報告第56号「農地法第4条許可書の交付について」を議題に供します。内容を事務局から報告願います。

(挙手あり) 農地係長。

農地係長 報告第56号「農地法第4条許可書の交付について」事務局よりご説明致します。
先に開催した総会において承認されました農地法第4条許可申請につきまして、北海道農業会議より許可相当の回答があり、許可書を交付したので報告します。

31ページをお開きください。

許可日。令和4年5月25日付。

(1) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○○、代表取締役、○○○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積105,143㎡内4,500㎡、他1筆、計6,059㎡。3、許可期間。令和4年5月25日から永年となっております。32ページをお開きください。

許可日。令和4年5月25日付。

(2) 1、当事者の住所、氏名。

中標津町字○○○○○○番地○、(株)○○○○、代表取締役、○○ ○○。

2、土地の表示。字○○○○○○番○、公簿、畑、現況、畑、面積3,552㎡。3、許可期間。令和4年5月25日から永年となっております。以上、報告いたします。

議長 以上で、報告を終わります。

以上で、本総会に提出されました議案の審議は、すべて終了致しました。
これをもちまして、第24回総会を閉会致します。ご苦労さまでした。

(閉会 11時05分)

以上、本総会の顛末を記録し相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和4年7月1日

会長 _____

16番 _____

17番 _____